

小樽市債権管理条例（原案の概要）

小樽市財政部納税課

◎小樽市の債権管理に関する基本的事項

（１）債権管理の基本的な考え方

「債権管理」とは、債権^{*1}が発生してから消滅するまでの一連の事務手続をいい、債権発生時に行う納入の通知や台帳の作成・管理、滞納となった場合の督促や徴収手続などを指します。

各債権に適用される法令の規定に従い、適切な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行うことにより、健全な行財政運営、市民負担の公平性を確保していくことが基本的な考え方となります。

また、納入資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納入しない滞納者に対しては、法令に基づき厳格に対処することを基本姿勢とします。

（２）条例制定の趣旨

今回、債権管理の適正化の一つとして、債権の回収及び整理を総合的に推進するために必要な事項及び全庁統一的な債権管理ルールを定めた「（仮称）小樽市債権管理条例」を制定するものです。

（３）対象とする債権

市が保有する全ての債権を対象とします。

◎小樽市の債権管理の課題

債権管理の適正化に向けた検討により以下の課題が明らかになりました。

（１）処理基準が統一されていない

それぞれの所管課において債権を独自に管理していますが、債権管理を行うための全庁的な規程の整備がされておらず、具体的な処理基準が統一されていません。

→債権管理条例の制定が必要

(2) 債権回収のノウハウが不十分

税及び一部の債権を除く担当部署では、職員の多くが他業務を兼任しながら債権管理・回収を行っているため、債権管理のための時間が不足しています。また、ノウハウも蓄積されにくく、仮に蓄積されたとしても人事異動等により失われてしまうこともあります。そのため、市税徴収のノウハウの共有など債権管理・回収をより効率的に実施するため、組織的対応が必要です。

→平成29年度から納税課内に税外収入徴収一元化組織を設立し、各担当部署から債権の一部の移管を受けて徴収を行うとともに、各担当部署に研修等を実施し、滞納整理のノウハウの構築ができるようにしましたが、更なる対応が必要となっています。

◎小樽市債権管理条例案の内容

1 条例を制定する目的

債権管理の統一的な処理基準を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とします。

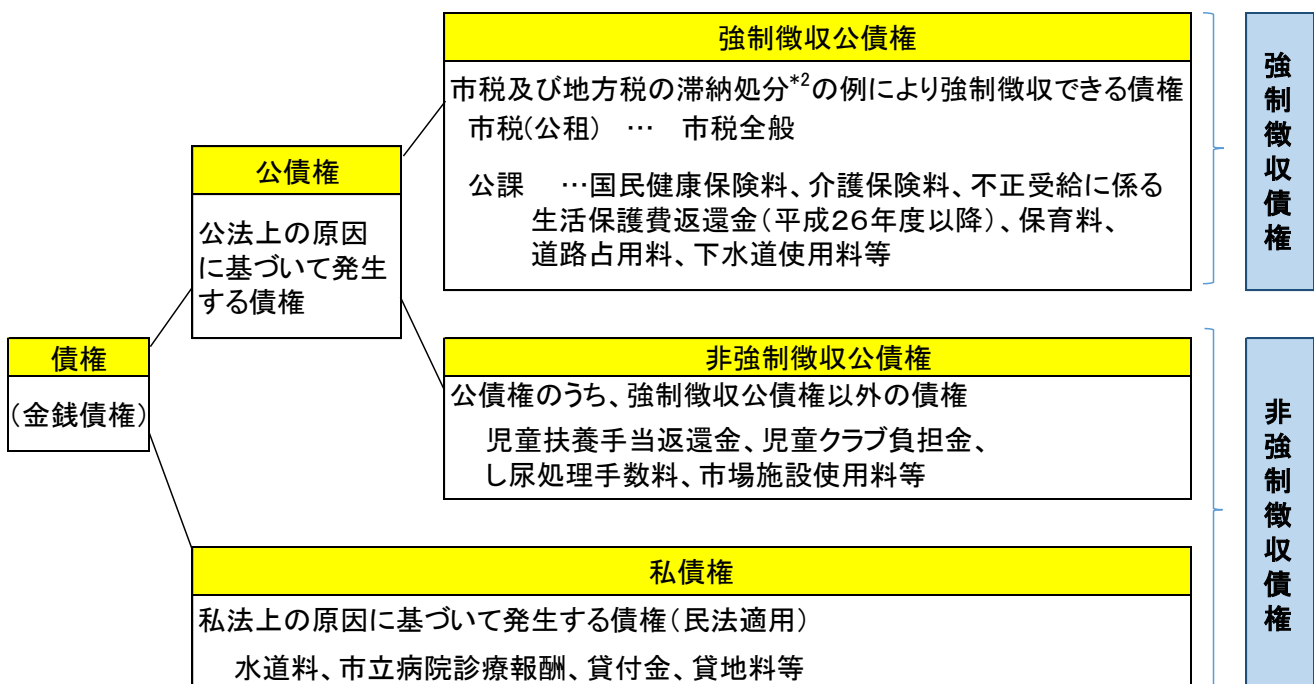
2 対象とする債権

市が保有する全ての債権（市税、公債権、私債権）を対象とします。

<説明>

○債権の分類

債権は、発生原因等により、公債権と私債権に分類されます（下図）。



(1) 公債権

例えば市税は、地方税法に基づく行政処分（賦課処分）により発生します。このように、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権といいます。

さらに、滞納処分規定の有無により、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

(2) 私債権

例えば市有地賃地料は、双方の合意（賃貸借合意）により発生します。このように、民法や商法などの私法上の規定に基づいて発生する債権を私債権といいます。市の債権とはいっても、市の立場は私人と同様ですので、不服申立てができないなど、公債権とは性質が異なります。

3 台帳の整備

債権の適正な管理のために、台帳の整備を義務付け、内容を統一化します。

<説明>

債権を正確に管理するには、債権管理に関する情報の記録が重要です。そのため、台帳に記載する内容を統一し、それを義務付けます。記録を正確に記載しておくことで、債権管理に関する事務の効率化にもつながります。

なお、ここでいう「台帳」には、コンピュータ等により閲覧できる電磁的記録も含まれます。

4 滞納者情報の利用

強制徴収債権と非強制徴収債権を併せて徴収する職員が、強制執行^{*3}や徴収停止^{*4}、債権放棄等の措置を執るに当たって、その判断に資する事項に限り、当該滞納者の情報を利用できることを規定します。

<説明>

強制徴収債権と非強制徴収債権を併せて徴収する職員が、強制執行や徴収停止、債権放棄等の措置を執るに当たって、その判断に資する事項に限り、保有する当該滞納者の情報を利用できることを規定します。

これにより、法令の規定による調査権限がなく、納入資力の調査ができない私債権等においても、滞納者の状況等を把握し、滞納債権の徴収事務に活用することが可能となります。

なお、滞納者情報の利用に当たっては、各種法令等の規定を遵守し、かつ外部等に情報の漏えいがないよう、個人情報管理に万全を期します。

※強制徴収債権と非強制徴収債権を併せて徴収する例

- 下水道使用料（強制徴収債権）と水道料金（非強制徴収債権）
- 保育料（強制徴収債権）と延長保育料（非強制徴収債権）
- 税外収入徴収一元化組織で徴収する債権

5 督促

市の債権について、履行期限までに履行されないときは、期限を指定して督促を行います。

<説明>

督促とは、債務者が、その納入の期限を過ぎても、なお、その債務を履行（金銭の支払）しない場合に、期限を指定してその納入を催告する行為をいいます（督促の発送期日、指定期限等は規則にて定める予定です。）。

督促は、滞納債権への対応の第一歩であり、督促をしたことにより次のステップに進むことができる重要な行為です。

6 延滞金

延滞金の徴収に関して必要な事項を定めるとともに、延滞金の減免について規定します。

<説明>

公債権について、履行期限までに納められた方との公平性を保つため、履行期限を過ぎて納入があった場合、履行期限から納入に要した日数に応じて延滞金を徴収すること及びその計算方法等について規定します。

なお、延滞金の計算方法は地方税と同一にします。

また、災害等やむを得ない事由により履行期限まで納入ができなかった場合には、減額又は免除できるようにします。

7 滞納処分、強制執行、猶予等

督促をした後、相当の期間が経過してもなお履行されないときには、法令に基づき、滞納処分、強制執行等の措置を執ります。また、状況に応じて地方自治法に定められた措置を執ります。

<説明>

市の債権について督促がされた後、相当の期間が経過しても履行（金銭の支払）がされない場合は、納入資力があるにも関わらず納入しない者に対して、強制徴収債権については差押え等の措置、非強制徴収債権については強制執行等の措置を執ります。ただし、納入資力がないと判断した場合は、強制徴収債権については徴収の猶予、換価の猶予^{*5}、滞納処分の停止^{*6}、非強制徴収債権については徴収停止や履行期限の延長^{*7}等、徴収の緩和措置を執ります。

8 債権の放棄

非強制徴収公債権及び私債権において、次の（１）から（８）までのいずれかに該当する場合で、今後も履行の見込みがない場合は、債権を放棄できるものとします。なお、債権を放棄したときは、議会に報告します。

- （１）債務者が生活保護を受けている者又はそれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難なとき。
- （２）破産法等の規定により、債務者が市の債権について免責されたとき。
- （３）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、市に弁済がないと見込まれるとき。
- （４）債務者が死亡し、相続人の全員が相続放棄をしているとき。
- （５）債務者が死亡し、その相続人を特定することができないとき。
- （６）徴収停止の措置を執った後、相当の期間を経過しても履行される見込みがないとき。
- （７）強制執行等の措置を執ってもなお完全に回収できず、債務者が無資力で資力の回復が困難なとき。
- （８）私債権で消滅時効^{*8}の期間が満了したとき。

<説明>

債権は全額回収することが原則ですが、債権を効率的・合理的に管理するため、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権については、徴収の停止や債権の放棄を適正に行います。

徴収の見込みがない債権をいつまでも管理し続けることは、徴収できる債権に手が回らなくなるなど、適正な債権管理を妨げる要因となります。そのため、条件を限定し、債権を放棄できることとし、他の回収見込みがある債権に注力できるようにします。ただし、市の財産であるため、安易な債権の放棄は行いません。例えば、保証人から徴収できる見込みがあるなどの場合には、債権の放棄は行いません。

- （１）生活保護等を受給しており、資力の回復の見込みがないなど、法的処分を申し立てたとしても履行の見込みがないことが社会通念上明らかであると考えられる場合に放棄できるものとします。
- （２）破産法や会社更生法等、債務者が法令の規定により免責を受けた場合、納入する義務がなくなることから債権を放棄できることとします。
- （３）限定承認とは、相続で得た財産の範囲でのみ債務を弁済するという相続の方法で、市の債権よりも優先的に弁済を受ける債権が多いため、明らかに市に弁済がないと見込まれる場合に放棄できるものとします。
- （４）債務者が死亡し、相続人が全員相続放棄をしており、相続財産管理人による清算があっても弁済を受けることができないと見込まれるとき債権を放棄できることとします。
- （５）債務者が死亡し、その相続人を特定することができない場合において債権を放棄できることとします。

- (6) 徴収停止後、一定期間経過しても資力が回復しない場合や所在不明の場合に放棄できるものとします。
- (7) 強制執行等の後、なお債務が残る場合に放棄できるものとします。
- (8) 公債権は、消滅時効の期間経過後「時効の援用（債務者から「時効が成立している」との意思表示が示されること。）」を必要とせず、絶対的に債権が消滅します。しかし、私債権は、時効期間が満了しても時効の援用がされないと債権は消滅しません。そのため、債権債務の関係が長期間にわたって不確定なままとなり、管理上好ましい状態ではないことから、私債権に関しては、債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除き、時効期間が経過した場合は債権を放棄できるものとします。

※ 債権は地方自治法第96条第1項第10号の規定により、法律若しくはこれに基づき政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決を経なければその権利を放棄することができません。しかし、市が抱える膨大な債権について逐一議決を求めることは非現実的です。

このため、この条例に特別の定めをすることで、債権の放棄を議会の議決の適用除外とするものです。

その一方、本来議会が有するチェック機能により、財産管理の基本原則である「公正・公平の確保」を担保するため、債権を放棄した場合、議会に報告することを義務づけするものです。

〔用語の説明〕

	用 語	説 明
*1	債権	市が特定の人に対して、一定の給付（支払）を請求することができる権利
*2	滞納処分	市が自ら滞納者の財産を差し押さえ、その財産を金銭に換えて債権に充てる等の強制的な措置
*3	強制執行	裁判所により滞納者の財産を差し押さえ、その財産を金銭に換えて債権に充てる等の強制的な措置
*4	徴収停止	休業法人や所在不明者等で、その財産が強制執行の費用より少ない場合などに、その徴収の手続を取りやめる措置
*5	徴収猶予 換価の猶予	災害など法令に定める要件に当てはまる場合に、一定の期間、徴収の手続や差し押えた財産を金銭に換えることを差し控える措置
*6	滞納処分の停止	滞納者に財産が無い場合などに、滞納処分を取りやめる措置
*7	履行期限の延長	災害など法令に定める要件に当てはまる場合に、納期限を延長する措置
*8	消滅時効	権利を使わない状態が一定期間継続することで、その権利が消滅する制度（時効期間は債権ごとに異なります。）